

避難所運営に関する実態調査

(令和4年2月末時点)

避難所運営に関する実態調査

都道府県（1）

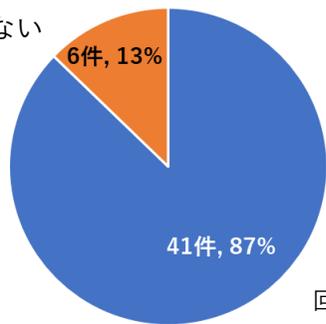
都道府県・市区町村向けに、多様な被災者支援主体の連携体制状況の把握、災害ボランティア活動に関する協定の締結状況の把握、避難所運営に関する研修の実態について調査を行った。
調査のうち、避難所に関するマニュアルの整備状況や避難所運営に関する研修の実施状況を共有する。

都道府県調査・・・実施時期：令和4年1月～3月、回答：47都道府県（回答率：100%）

●避難所運営に関する研修について

問 避難所運営に関する研修を実施しているか

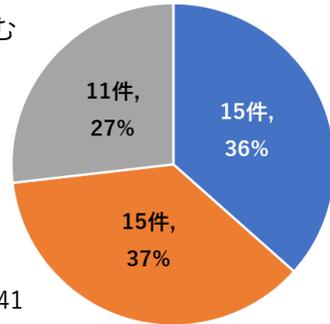
- 実施している
- 実施していない



回答数 = 47

問 「■実施している」と回答したその内容

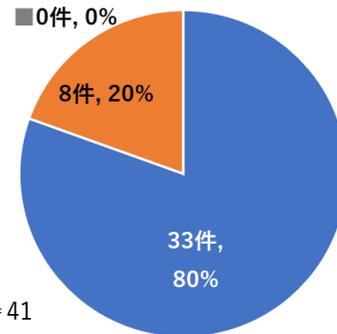
- 「主に避難所運営に関する研修」を実施
- 「避難所運営を含む研修」を実施
- 両方を実施



回答数 = 41

問 「■実施している」場合、個別の研修実施期間

- 1日以内
- 2～3日間
- 4日以上



回答数 = 41

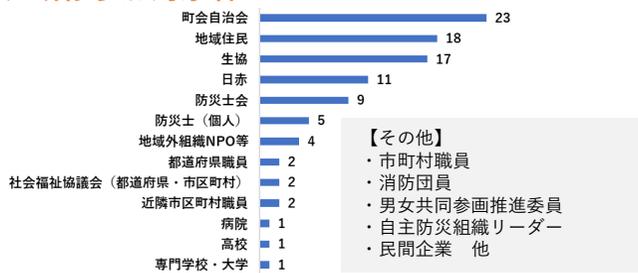
■避難所運営に関する研修を「■実施している」場合の研修の詳細

▶実施単位



回答数 = 58 (MA)

▶研修参加対象者



回答数 = 111 (MA) その他

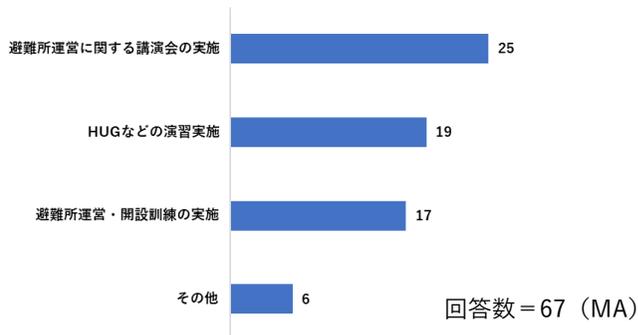
▶研修講師



回答数 = 63 (MA) その他

●避難所運営に関する研修について

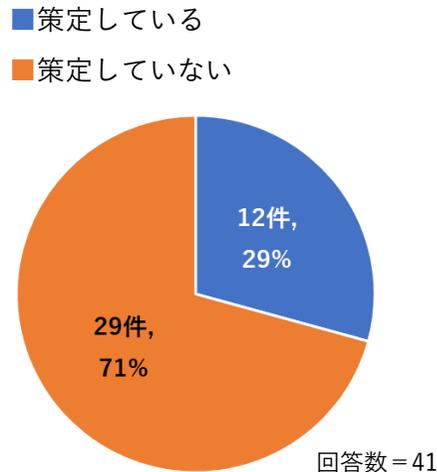
問 避難所運営等に関する研修内容



【その他】

- ・避難所運営に関するワークショップ
- ・講義形式で「避難所の設置と運営協力」についての研修
- ・避難所運営の手引き作成
- ・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修
- ・避難所開設に係る座学、参加者同士の意見交換など

問 避難所運営研修等に関するカリキュラムの策定状況



「策定している」場合のカリキュラム内容

- ・アレンジ版のHUG
- ・避難所運営訓練（実働、机上デモンストレーション）
- ・コロナ禍における避難所開設運営に関する講義、事前受付の対応についての模擬演習
- ・災害時の避難行動、避難所運営にかかる自主防災組織の役割、要配慮者への対応
- ・県で策定している避難所マニュアル
- ・県の避難所運営ガイドラインに沿った避難所運営の手引きを作成するための基本的なノウハウを学ぶ内容
- ・1日目は避難所運営に関する講座やワークショップを中心とした座学、2日目は運営を想定した実動訓練

「策定していない」場合の参考にしているカリキュラム

- ・講師等が作成する資料
- ・国ガイドライン、市町村運営マニュアル作成モデルの内容をもとに、避難所運営における基本的な考え方や運営上の留意点等を説明
- ・県で作成した「避難所マニュアル策定指針」
- ・避難所運営に関する内閣府通知・ガイドライン等
- ・福祉部局では、福祉的な目線で避難所運営を補助する人材育成のため、研修を実施。必要に応じ研修資料等を作成。男女共同参画部局では男女共同参画の視点による防災対策の情報提供や避難所開設訓練を実施
- ・避難所運営マニュアル作成指針等を基に作成した資料
- ・避難所管理運営指針、避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針
- ・研修・訓練を委託したNPO法人が、実施市町村のニーズ等を取り入れた訓練内容等
- ・HUGに関する講習を実施
- ・国の研修事業等を活用
- ・災害時福祉支援等に精通した講師に福祉避難所に関する講習会を委託
- ・消防防災科学センターの講師が作成した研修資料を使用

避難所運営に関する実態調査

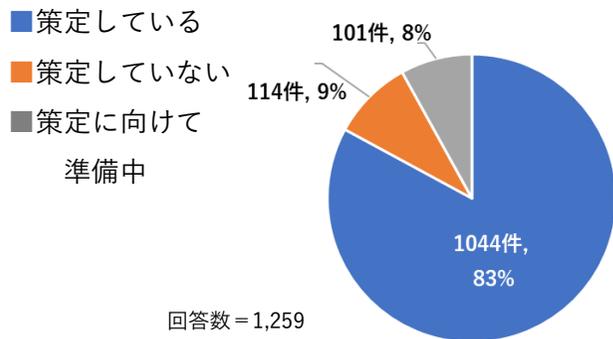
市区町村（政令指定都市を含む）（1）

市区町村調査・・・実施時期：令和4年1月～3月、回答：1,259市区町村（回答率：73%）

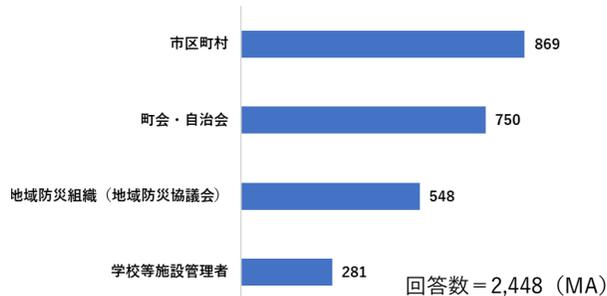
※避難所運営委員会：市区町村の防災担当者、避難所運営責任者（避難者の代表者）、施設管理者、県職員、（必要に応じて）市区町村関係部局の担当者等からなる避難所運営の体制。
内閣府（防災担当） 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）

●避難所運営マニュアルの策定について

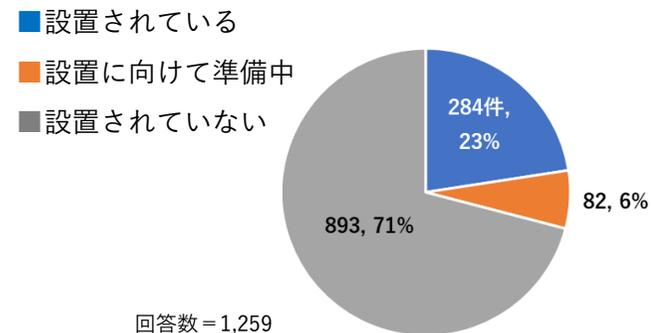
問 避難所運営マニュアルを策定しているか



問 マニュアルに定めている避難所運営主体

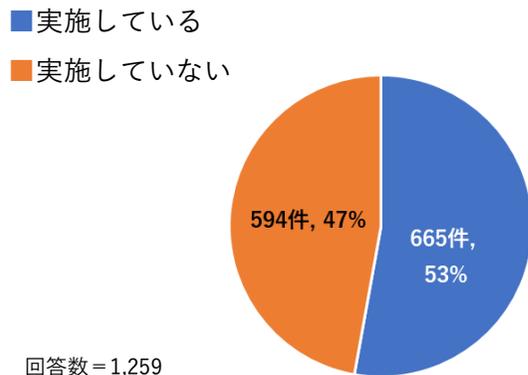


問 避難所運営委員会※に相当する会議体の設置

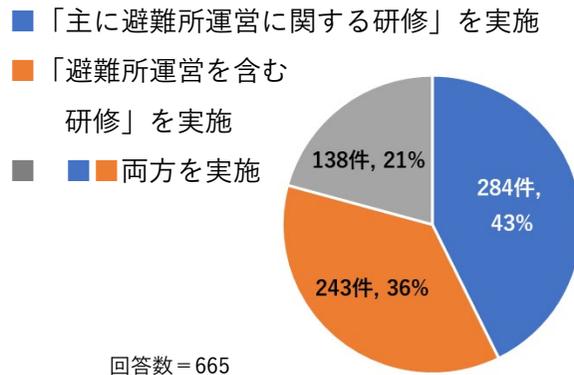


●避難所運営に関する研修について

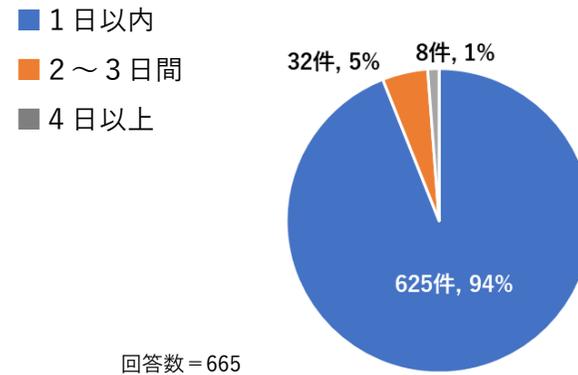
問 避難所運営に関する研修を実施しているか



問 「実施している」と回答したその内容



問 「実施している」場合の研修の実施期間

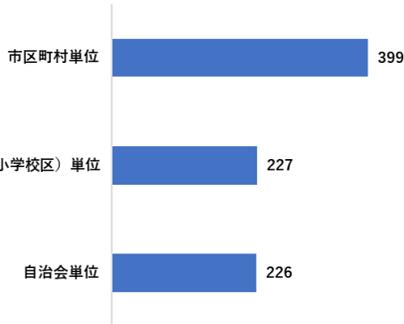


避難所運営に関する実態調査

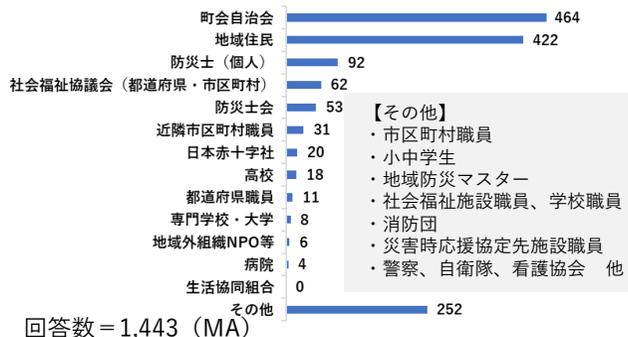
市区町村（政令指定都市を含む）（2）

避難所運営に関する研修を「実施している」場合の研修の詳細

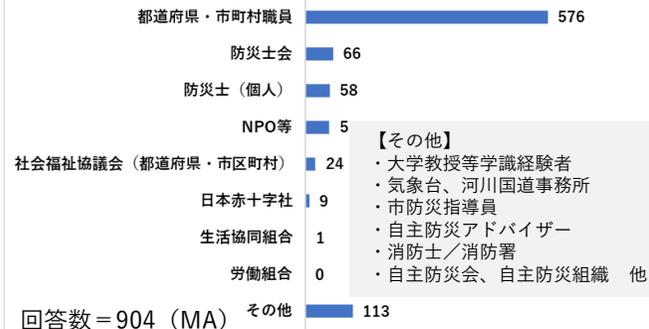
実施単位



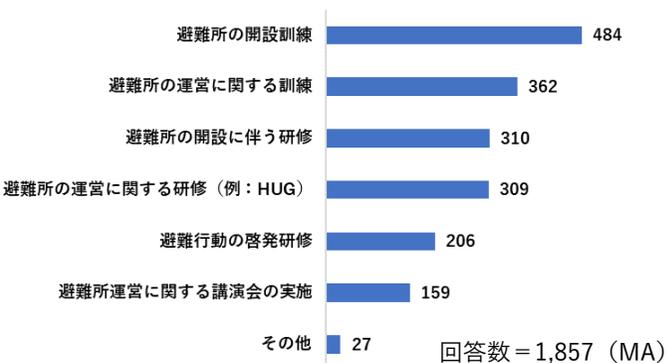
研修参加対象者



研修講師



問 避難所運営等に関する研修内容

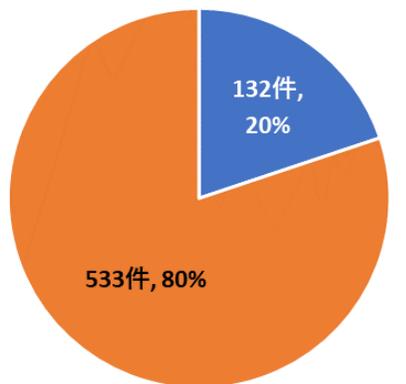


【その他】

- 資機材利用訓練(ダンボールベッドの設置など)
- 防疫・防護服の着脱や体調不良者用の動線確保など疫学的観点に基づく訓練・研修
- 新型コロナウイルスに配慮した避難所開設訓練
- クロスロードゲーム
- 情報システム等操作研修
- UTMグリッド地図の見方の研修
- 地区防災計画の作成支援 他

問 避難所運営研修等に関するカリキュラムの策定状況

- 策定している
- 策定していない



「策定している」場合のカリキュラム内容

- 避難所運営のルール、体制作り、役割等を絵等で示した内容
- 研修：避難所運営・運営組織、避難所マニュアル、感染症対策等。実習：避難持ち出し品及び避難所施設備品の使用法
- 講演会、避難所設置・運営訓練、炊き出し体験
- 感染症や季節に対応した避難所運営方法
- ①避難所の実態や運営要領、関係法規等の説明、②HUGによる実習、③段ボールベッド、発電機等の取扱操作
- 避難所開設準備訓練→避難行動訓練→備蓄資機材訓練
- 避難者受入要領（避難者カードへの記入、避難所運営要領：避難所滞在スペース、避難所の消毒、同線確保、避難所の衛生管理、三密の回避等）
- IP無線機を活用し、各自主防災会長へ避難所開設依頼、訓練
- 指定避難所集合後、資料に従い避難所設営・運用訓練を実施
- 1限目：避難所についての講義、2限目：コロナ禍における避難所設営訓練、3限目：避難者の受け入れ訓練 他

「策定していない」場合の参考にしているカリキュラム

- ・ 防災部署で作成した避難所運営マニュアルを使用
- ・ 内閣府及び都道府県の避難所運営マニュアル等を参考
- ・ アレンジ版のHUG
- ・ 職員が作成した資料等
- ・ 研修の講師が作成した資料
- ・ 他自治体の研修資料を、当市に置き換えて資料
- ・ 避難所運営アクションシート
- ・ 内閣府作成「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練ガイドライン」
- ・ 研修用ビデオの視聴及びテーマに沿った資料を適時、職員で作成
- ・ 地域防災計画を参考
- ・ 独自で定めた「避難所開設チェックリスト」により行っている
- ・ 現状、防災士会に依頼しているため、独自のカリキュラムはない
- ・ HUGや県独自の災害避難ゲーム、避難所運営マニュアル等、防災担当課が作成した作成した資料及び簡易テント、簡易ベッド等の備蓄資機材を活用し実際に設営する訓練などを実施

他

問 避難所運営を担う人材の育成や避難所運営の向上のために取り組んでいることがあるか。（回答一部抜粋）

- ・ 町内会等の団体に対する研修会は都度実施。令和2年度から中学生を対象に、共助における自身の役割を学び、進んで行動する意識や災害対応能力の向上を目的に、防災教育を実施している。
- ・ 地域における避難訓練への支援や避難所運営を兼ねた訓練、地域の防災リーダーを育成するための研修を行っている。
- ・ 市の防災まちづくり協会や市が設定する防災マスターとの連携により避難所運営研修を実施し、人材の育成及び運営の向上に取り組んでいる。
- ・ 避難所運営支援者のため防災士の育成。
- ・ 市の職員を避難所担当職員（各指定避難所4名）として、任期4年程度を目安に指定し、運営の主体となる町会の方との関係構築や避難所運営の経験を積んでもらっている。また、女性職員を最低でも1名配置して、女性の視点を取り入れた避難所運営の向上を図っている。
- ・ 避難区ごとに防災会を開催し、意見交換や訓練の企画を行っている。
- ・ 避難所運営を含む防災に対する知識や技術を有した防災リーダーの育成。
- ・ 避難所の運営のリーダーとなりうる、防災士（町内在住、町内の事業所に勤務）のグループ作りの支援。
- ・ 市民向けに市民防災リーダー養成講座と銘打って、防災リーダーの育成事業を行っている。
- ・ 令和3年6月から自主防災組織（町内会）が公民館等を避難所として活用する「届出避難所」の運用を開始した。自主防災組織（町内会）が自主的に避難所を開設・運営することで、より身近で避難しやすい避難場所を確保し、住民の迅速かつ安全・安心な避難行動を促している。



- 内閣府「避難所運営ガイドライン」では、平時からの取組として、各避難所に避難所運営委員会を設置することを求めている。
- また、定期的な会議（避難所運営会議）には、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画を呼びかけるとしている。

避難所運営体制イメージ図

市町村災害対策本部・避難所支援班

防災・福祉・保健・医療・経済・環境などの部局から選定されたメンバーで構成。平時から、避難所支援に関して、部局を超えた連携が重要。

避難所運営委員会（仮称）

市町村防災担当者、避難所運営責任者（避難者の代表者）、施設管理者、避難所派遣職員、必要に応じて、市町村関係部局の担当者。

顔の見える
関係づくり

避難所
運営会議

外部支援者

- 社会福祉協議会
- NPO・一般ボランティア
- 医療・福祉事業者等
- 警察
- 都道府県
- 他自治体からの応援職員等



- 平時からの避難所運営委員会設置をマニュアルに定めている自治体は、各地に見られる。
- その構成員として、地域のボランティア団体やボランティア人材を含めるとしている例もある。

熊本県の避難所マニュアル ボランティア団体の代表者を委員に含めている

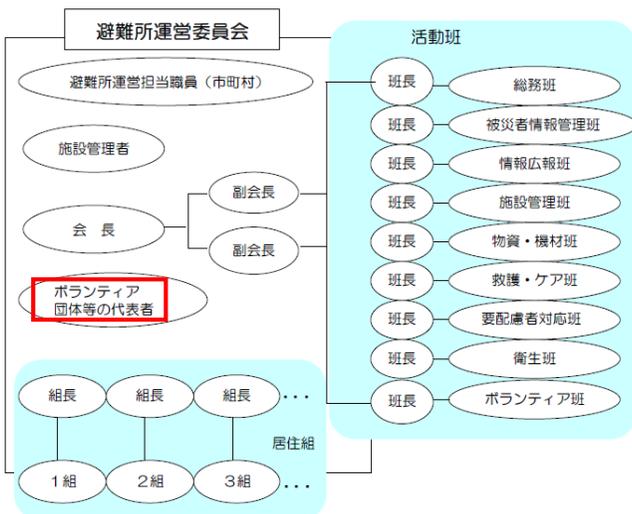
第4 地域住民による避難所の運営

1 避難所運営委員会の設置

- ▶ あらかじめ避難所運営委員会を組織しておくことが望ましい。
- ▶ 自治会・町内会・自主防災組織の代表者など地域住民が中心となって組織する。
- ▶ 委員会への女性の参画に配慮する。
- ▶ 行政と地域住民の役割分担を行う。

【避難所運営委員会組織図(例)】

※ あくまで参考例であり、地域の実情や避難所の規模に応じて班編成を行うこと。



甲府市の避難所マニュアル

ボランティア人材である防災リーダーや赤十字奉仕団、ボランティア団体等の代表者を委員に含めている

避難所の運営体制



(参考2) 自治体による住民向け防災研修・講座の実施事例 ①



○ 各地の自治体において、さまざまなレベル・対象層別の住民向け防災研修が行われている。

自治体	研修名称	日程、募集人員、受講料	研修内容	備考
兵庫県	ひょうご防災リーダー講座	12日間、90名 受講料：無料 (教材料一部実費)	講義、救命講習、ワークショップ等 (要援護者対策、避難所運営に関する講義、ワークショップを含む)	修了者には称号と防災士受験資格が付与。修了者名簿が県民局及び市町と共有される。
	阪神地域 ひょうご防災リーダー講座	6日間、40名 受講料：同上	同上(一部の講義・ワークショップが省かれている)	同上。県内他地域でも開催。
静岡県 *1	ふじのくに防災士養成講座	7~12日間、 計300名 受講料：3,000円	講義、救命講習、演習 (避難所運営に関する演習(HUG)を含む)	修了者には称号を付与(日本防災士機構の防災士とは異なる制度)
	ふじのくに災害ボランティアコーディネーター養成講座	1~3日程度 各10~30名程度 受講料：無料	地震や被害想定に関する最新情報の提供、災害ボランティア活動の演習、避難所運営演習(HUG)など	県内市町社会福祉協議会で実施。修了者に「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」の称号を付与。
愛知県 *2	防災・減災カレッジ	1~12日間 受講料：各コース 1日あたり1,000円 (選択制)	防災基礎研修、市民防災コース、企業防災コース、地域防災コース、啓発指導講座等(要配慮者支援、避難所運営に関する講義を含む)	指定の講座等を受講した者には「防災リーダー証」等の資格認証カードを授与。
東京都	防災コーディネーター研修(女性向け研修)	半日+動画配信、 各50~60名 受講料：無料	地域生活編、職場編の2コース (地域生活編は避難生活での困りごとや要配慮者に関する内容を含む)	修了者には修了証を交付。

出典：各自治体のウェブサイトに掲載された令和3年度の研修内容に基づき内閣府が作成(オンライン形式のため例年の開催内容と異なる場合がある)

*1 静岡県にはその他にも「ふじのくに防災士フォローアップ研修」、「ふじのくにジュニア防災士養成講座」等の研修・講座がある。

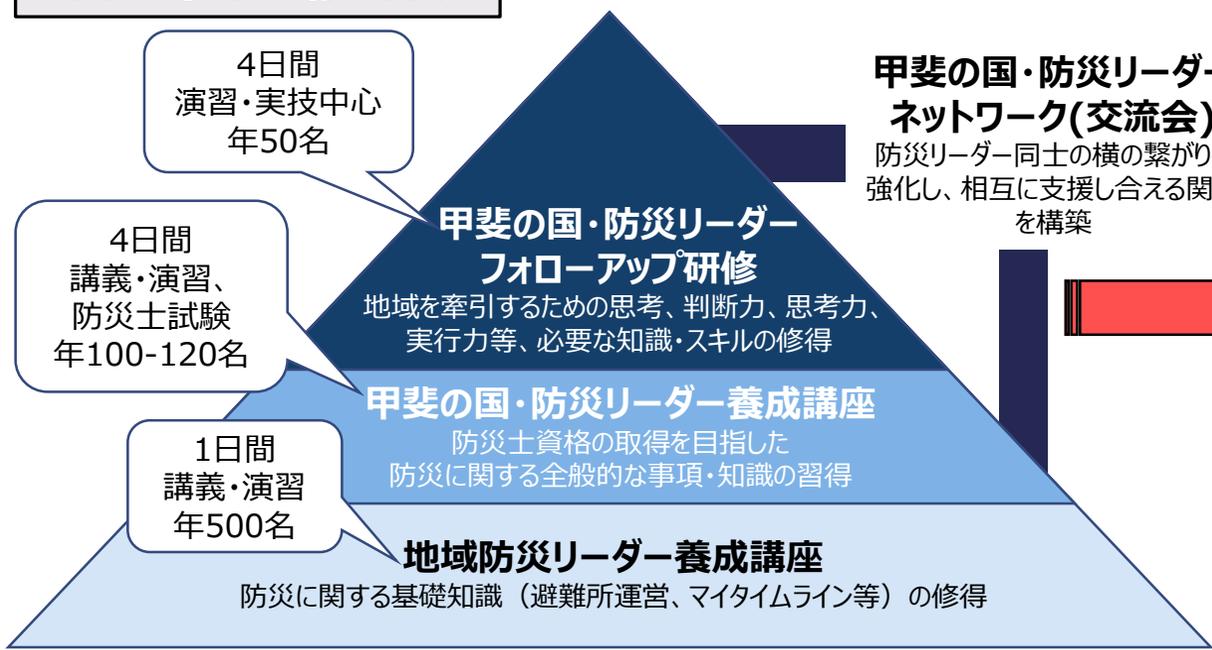
*2 愛知県の研修の主催者は「あいち防災協働社会推進協議会」(会長：愛知県知事)及び「あいち・なごや強靱化共創センター」。

(参考2) 自治体による住民向け防災研修・講座の実施事例 ②



○ 一例として、山梨県及び甲府市では、住民向けの防災リーダー研修・講座を実施するとともに、育成した人材に、避難所運営の準備等、地域の防災活動への参画を促している。

山梨県の研修制度



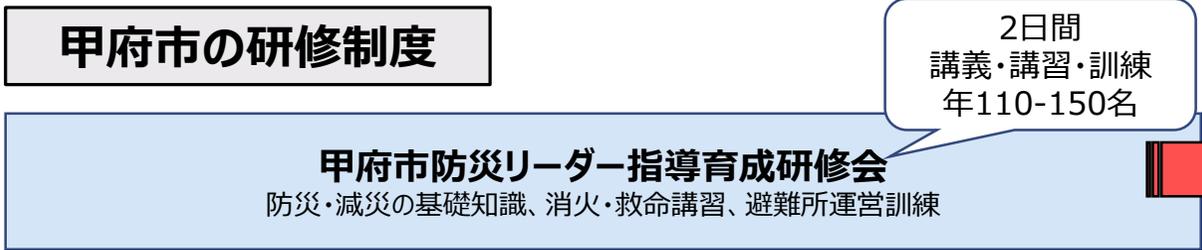
甲斐の国・防災リーダーネットワーク(交流会)
防災リーダー同士の横の繋がりを強化し、相互に支援し合える関係を構築

避難所運営マニュアル策定支援事業 (H29年度)

- 市町村による避難所運営マニュアルの整備を支援。
- 支援チームとして、県庁の防災アドバイザー1名、各市町村の防災士(県防災士養成講座修了者)2名、地域県民センター職員1名、市町村職員1名を派遣。

養成した「甲斐の国・防災リーダー」がマニュアル策定を支援

甲府市の研修制度



避難所運営委員会 体制図 (甲府市避難所運営マニュアル)



各地区の避難所運営委員会に防災リーダーを割り当て

出典：山梨県及び甲府市の資料及びヒアリングをもとに内閣府作成。なお、講習受講者数はコロナ禍前の平年のもの。